

令和3年第2回国東市議会定例会 提出議案

報告 第3号	繰越明許費繰越計算書の報告について（令和2年度国東市一般会計予算）	P 1
報告 第4号	令和2年度国東市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について	P 4
報告 第5号	令和2年度国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について	P 6
報告 第6号	国東市土地開発公社の経営状況の報告について	P 8
報告 第7号	公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について	P 9
議案 第39号	令和3年度国東市一般会計補正予算(第2号)	P 10
議案 第40号	国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P 11
議案 第41号	国東市個人情報保護条例等の一部改正について	P 12
議案 第42号	国東市産業振興条例及び国東市税特別措置条例の一部改正について	P 13
議案 第43号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	P 16
議案 第44号	財産の無償貸付について(旧武蔵東小学校)	P 17
議案 第45号	財産の無償貸付について(旧武蔵西小学校)	P 18

報告 5件
議案 7件
 計 12件

報告第3号

繰越明許費繰越計算書の報告について(令和2年度国東市一般会計予算)

令和2年度国東市一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月10日提出

国東市長 三河 明史

令和2年度

国東市 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	起債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	【コロナ】 衛生設備感染予防対策事業	9,775,000	6,336,000					6,336,000
		【コロナ】 国東市地域の新たな活動形式の確立に向けたデジタル化支援事業	1,100,000	1,100,000					1,100,000
		【コロナ】 国東市移住定住促進情報発信加速化事業	5,000,000	5,000,000					5,000,000
		【コロナ】 国東市飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業	6,650,000	6,391,000					6,391,000
		【コロナ】 避難所感染予防緊急対策事業	79,967,000	19,352,000					19,352,000
		【コロナ】 新型コロナウイルスワクチン接種コミュニティバス増便事業	6,000,000	6,000,000					6,000,000
		【コロナ】 新型コロナウイルスワクチン接種コミュニティタクシー増便事業	1,700,000	1,700,000					1,700,000
		【戦略・応援】 CATV施設整備事業(国見・国東・武蔵地域分)	2,333,700,000	2,258,087,000		324,606,000	1,654,800,000		278,681,000
3 民生費	1 社会福祉費	【コロナ】 高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種送迎支援事業	18,606,000	18,344,000					18,344,000
	2 児童福祉費	【コロナ】 衛生設備感染予防対策事業(保育所等)	9,000,000	9,000,000					9,000,000
		【コロナ】 衛生設備感染予防対策事業(児童館)	867,000	867,000					867,000
4 衛生費	1 保健衛生費	国見保健センターボイラー交換事業	2,840,000	2,840,000					2,840,000
		【コロナ】 新型コロナウイルス感染症対策事業(保健衛生費)	21,851,000	4,530,000					4,530,000
		【コロナ】 新型コロナウイルスワクチン接種事業	206,722,000	198,013,000		176,936,000			21,077,000
6 農林水産業費	1 農業費	【コロナ】 農業応援定額給付金事業	5,400,000	4,000,000					4,000,000
		農林水産業施設等復旧支援事業(農業)	37,143,000	18,663,000		9,325,000			9,338,000
	2 林業費	農林水産業施設等復旧支援事業(林業)	5,601,000	5,601,000		2,797,000			2,804,000
	3 水産業費	漁港機能増進事業	30,493,000	20,400,000			20,300,000		100,000
7 商工費	1 商工費	【コロナ】 市内店舗応援事業	38,700,000	8,700,000					8,700,000
		【応援】 観光施設整備事業	59,998,000	12,595,000					12,595,000
8 土木費	2 道路橋梁費	志和利線改良事業(交付金事業)	90,021,000	46,413,000		23,601,000	18,600,000		4,212,000
		西村西方寺線道路改良事業(交付金事業)	142,592,000	71,000,000		36,850,000	30,100,000		4,050,000
		安国寺岩屋線道路改良事業(交付金事業)	57,544,000	19,800,000		9,350,000	7,600,000		2,850,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	起債	その他	
8 土木費	2 道路橋梁費	武蔵川橋梁架替事業(交付金事業)	89,459,000	47,341,000		19,250,000	26,600,000		1,491,000
	3 河川費	市営(県単)急傾斜地崩壊対策事業	12,000,000	9,316,000		3,370,000	4,600,000	1,200,000	146,000
	5 都市計画費	【戦略】都市再生整備計画策定事業	5,698,000	5,544,000					5,544,000
	7 住宅費	地域住宅支援交付金事業	422,983,000	177,500,000	67,445,000	75,559,000			34,496,000
		下原団地分譲地整備事業	160,000,000	160,000,000					160,000,000
9 消防費	1 消防費	【コロナ】救急搬送等感染防止対策事業	19,240,000	9,821,000					9,821,000
10 教育費	2 小学校費	【コロナ】教室等換気改善事業(小学校)	112,010,000	73,645,000					73,645,000
		【コロナ】感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(小学校)	8,800,000	8,800,000		4,000,000			4,800,000
	3 中学校費	【コロナ】教室等換気改善事業(中学校)	81,180,000	51,502,000					51,502,000
		【コロナ】感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(中学校)	3,520,000	3,520,000		1,600,000			1,920,000
	5 社会教育費	【応援】安岐町地区公民館トイレ改修事業	22,066,000	20,746,000					20,746,000
		古代住居等修復事業	29,831,000	19,797,000		9,830,000	9,200,000		767,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農地災害復旧費	22,400,000	6,781,000		3,802,000		395,000	2,584,000
		農業用施設災害復旧費	31,561,000	12,604,000		7,378,000		98,000	5,128,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧費	41,462,000	21,100,000		14,075,000	6,900,000		125,000
合計			4,233,480,000	3,372,749,000	67,445,000	722,329,000	1,778,700,000	1,693,000	802,582,000

令和3年6月10日提出
 国東市長 三河明史

報告第 4 号

令和 2 年度国東市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

令和 2 年度国東市水道事業特別会計予算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和2年度 国東市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	工事負担金	損益勘定留保資金等			
1	1	施設建設費 (上水道安岐地域塩屋橋架替に伴う水道管移設事業)	円 14,000,000	円	円 14,000,000	円	円	円 13,000,000	円 1,000,000	円	円	県の橋梁架替工事と施工時期を調整したため。
合 計			14,000,000		14,000,000			13,000,000	1,000,000			

令和 3年 6月10日提出

国 東 市 長 三 河 明 史

報告第 5 号

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計予算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和2年度 国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	国県補助金	工事負担金	損益勘定留保資金等				
1 資本的支出	1 建設改良費	管路建設改良費 (国東市下水道管路施設ストックマネジメント策定事業)	円 22,100,000	円 22,100,000	円 22,100,000	円 9,800,000		円 14,000,000	円 12,300,000	円	円	国庫補助の追加採択を踏まえ、当初計画を前倒して、事業促進を図るため。	
		管路建設改良費 (特環安岐塩屋橋架替に伴う下水道管移設事業)	円 15,000,000		円 15,000,000			円 14,000,000	円 1,000,000			県の橋梁架替工事と施工時期を調整したため。	
		処理場建設改良費 (国東市公共下水道事業計画策定事業)	円 16,550,000		円 16,550,000		円 7,475,000			円 9,075,000			当初計画を前倒して、事業促進を図るため。
		処理場建設改良費 (国東市特定環境保全公共下水道国見浄化センター建設事業)	円 118,880,000		円 118,880,000	円 51,300,000	円 64,359,000			円 3,221,000			設計書作成に不測の日数を要したため。
合 計			円 172,530,000		円 172,530,000	円 51,300,000	円 81,634,000	円 14,000,000	円 25,596,000				

令和 3年 6月10日提出

国東市長 三河 明史

報告第 6 号

国東市土地開発公社の経営状況の報告について

国東市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

報告第7号

公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について

公益社団法人国東市農業公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和3年6月10日提出

国東市長 三河 明史

議案第 39 号

令和 3 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 40 号

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年国東市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 41 号

国東市個人情報保護条例等の一部改正について

国東市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(国東市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 国東市個人情報保護条例(平成 18 年国東市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条第 4 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第 19 条第 7 号」を「番号法第 19 条第 8 号」に改める。

(国東市手数料条例の一部改正)

第 2 条 国東市手数料条例(平成 18 年国東市条例第 74 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 個人番号カードの再交付手数料の項を削る。

(国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年国東市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「法第 19 条第 10 号」を「法第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 42 号

国東市産業振興条例及び国東市税特別措置条例の一部改正について

国東市産業振興条例及び国東市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市産業振興条例及び国東市税特別措置条例の一部を改正する条例

(国東市産業振興条例の一部改正)

第 1 条 国東市産業振興条例(平成 18 年国東市条例第 201 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を新設し、又は増設」を「の取得又は製作若しくは建設を」に、「課税の免除等」を「、市税の課税免除又は不均一課税(以下「課税免除等」という。)及び便宜の供与」に改める。

第 2 条第 2 号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 31 条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 24 条」に改める。

第 3 条中「新設され、又は増設された」を「前条に規定する」に改める。

第 5 条の見出し中「課税免除」の次に「等」を加え、同条中「第 3 条の規定により指定された」を削り、「課税」の次に「免除等」を加える。

第 6 条中「適用工場等を新設し、又は増設」を「第 3 条の規定による指定を受け、又は受けようと」に改める。

(国東市税特別措置条例の一部改正)

第 2 条 国東市税特別措置条例(平成 18 年国東市条例第 67 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 2 項の規定により公示された区域(以下「過疎地域」という。)内若しくは半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域(以下「半島振興対策実施地域」という。)内において、製造の事業等の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)(以下「過疎法」という。)第 2 条第 2 項の規定により公示された区域(以下「過疎地域」という。)内において、製造の事

業等の用に供する設備の取得等をした者(国東市産業振興条例(平成 18 年国東市条例第 201 号)第 3 条の規定により指定された工場等(以下「指定工場等」という。))を有する者に限る。))又は半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域(以下「半島振興対策実施地域」という。))内において、製造の事業等の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者(指定工場等を有する者に限る。))に、「事業者(国東市産業振興条例(平成 18 年国東市条例第 201 号)第 3 条の規定により指定された工場等(以下「指定工場等」という。))を有する者に限る。))若しくは」を「事業者(指定工場等を有する者に限る。))又は」に、「同法第 17 条の 2 第 4 項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。))(指定工場を有する者に限る。))」を「事業者(指定工場等を有する者に限る。))」に改める。

第 2 条第 1 項中「過疎地域内」を「過疎地域のうち過疎法第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画(以下「過疎計画」という。))に記載された同法第 8 条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内」に、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 12 条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄」を「過疎計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 12 条第 3 項の表の第 1 号の中欄」に、「第 45 条第 1 項の表の第 1 号の第 2 欄」を「第 45 条第 2 項の表の第 1 号の中欄」に、「第 12 条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄」を「第 12 条第 3 項の表の第 1 号の下欄」に、「第 45 条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄」を「第 45 条第 2 項の表の第 1 号の下欄」に、「2,700 万円を超えるもの(以下「過疎地域特別償却設備」という。))を新設し、又は増設した者」を「次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「過疎地域特別償却設備」という。))の取得等(租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等((1)において「資本金の額等」という。))が 5,000 万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。))をした者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 製造業又は旅館業(下宿営業を除く。)) 500 万円(資本金の額等が 5,000 万円超 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円とし、資本金の額等が 1 億円超である法人が行うものにあつては 2,000 万円とする。))
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業(過疎法第 23 条に規定するものをいう。)) 500 万円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 旧過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 2 項の規定により公示された区域内において、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に

供する設備を令和 3 年 3 月 31 日以前に新設し、又は増設した者に対する適用工場等の指定及び固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

- 3 この条例の第 1 条の規定による改正後の国東市産業振興条例(以下「新条例」という。)の施行の際現に改正前の国東市産業振興条例第 2 条第 2 号の規定による工場等として適用工場等の指定を受けているものについては、新条例第 2 条第 2 号の規定による工場等として指定を受けたものとみなす。

提案理由 過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日に失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 43 号

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市の区域内に新たに生じた次に掲げる土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、字の区域を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

新たに生じた土地	編入する字
国東市武蔵町内田字浜 253 番 1 の地先の公有水面埋立地 393.58 平方メートル	武蔵町内田字浜
国東市武蔵町内田字浜 253 番 1 の地先の公有水面埋立地 1,599.15 平方メートル	武蔵町内田字浜

提案理由 国東港内公有水面埋立事業による公有水面の埋立てに伴い、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更をする必要があるため提出する。

議案第 44 号

財産の無償貸付について(旧武蔵東小学校)

下記のとおり財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

記

1 財産の表示

建物

施設 の 名 称	旧武蔵東小学校 校舎及び体育館
所 在 地	国東市武蔵町古市 711 番地
構造・延床面積	北側校舎 鉄筋コンクリート造 3 階建 2,505 平方メートル 南側校舎 鉄筋コンクリート造 2 階建 1,263 平方メートル 体育館 鉄骨造 1 階建 435 平方メートル

無償貸付の相手方

住 所	広島県広島市南区京橋町 10 番 21 号
団 体 名	株式会社インタフェース
代 表 者	代表取締役 國司 健

2 貸付の目的

地域の活性化及び市有財産の有効活用を図るため、廃校となった旧武蔵東小学校の校舎及び体育館を無償で貸し付けるもの。

3 貸付の期間

契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 45 号

財産の無償貸付について(旧武蔵西小学校)

下記のとおり財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

記

1 財産の表示

建物

施設の名称	旧武蔵西小学校 校舎
所在地	国東市武蔵町麻田 49 番地
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造 3 階建 1,898 平方メートル

無償貸付の相手方

住 所	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号
団 体 名	株式会社 K J T D
代 表 者	代表取締役 高橋 弘幸

2 貸付の目的

地域の活性化及び市有財産の有効活用を図るため、廃校となった旧武蔵西小学校の校舎を無償で貸し付けるもの。

3 貸付の期間

契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで